

春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業の保留地処分に関する規則

平成17年10月 1 日規則第167号

改正

平成18年12月18日規則第99号

平成19年12月 3 日規則第88号

平成21年10月28日規則第47号

平成28年 3 月30日規則第80号

令和元年 7 月11日規則第20号

春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業の保留地処分に関する規則

題名改正〔平成18年規則99号〕

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 抽選（第2条—第11条）
- 第3章 一般競争入札（第12条—第21条）
- 第4章 指名競争入札（第22条・第23条）
- 第5章 随意契約（第24条・第25条）
- 第6章 売却の決定及び契約の締結（第26条—第29条）
- 第7章 契約の履行（第30条—第33条）
- 第8章 契約の解除（第34条）
- 第9章 雑則（第35条—第37条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づき定めた保留地（以下「保留地」という。）の処分について、春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程（平成17年条例第145号。以下「施行規程」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成18年規則99号〕

第2章 抽選

（抽選の参加資格）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

- （1）成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （2）抽選に参加しようとする者を妨げた者又は抽選の公正な執行を妨げた者

2 施行者は、必要があると認めたときは、前項に定めるもののほか、抽選に参加する者に対して、資格要件を付することができる。

3 施行者は、前2項の場合において、参加資格を証する書類を提出させることができる。

一部改正〔平成19年規則88号・令和元年20号〕

（抽選による公売の公告）

第3条 施行者は、保留地を抽選により公売するときは、抽選日の14日前までに次に掲げる事項を公告するものとする。

- （1）抽選参加申込みの受付期間及び場所
- （2）抽選の日時及び場所
- （3）公売する保留地の位置、地積及び処分価額
- （4）抽選参加資格に関する事項
- （5）抽選参加保証金に関する事項
- （6）その他抽選に必要な事項

(抽選参加の申込み)

第4条 抽選に参加しようとする者は、保留地公売抽選参加申込書(様式第1号)を施行者に提出しなければならない。

2 申込者が申込みの取消しをするときは、抽選日の2日前までに保留地公売抽選参加申込取消届(様式第2号)を施行者に提出して行うものとする。

3 抽選の申込みは、個人にあっては1世帯1人(法人にあっては1法人)につき1区画とする。

(抽選参加保証金の納付)

第5条 抽選参加者は、抽選日までに施行者が定めた抽選参加保証金を納付しなければならない。

2 前項の規定による抽選参加保証金の納付は、銀行その他の金融機関が提出した小切手の提出をもって代えることができる。

3 第1項の抽選参加保証金には、利子を付さない。

(抽選参加保証金の帰属)

第6条 第27条第1項の規定により売却決定を取り消したときは、抽選参加保証金は、施行者に帰属するものとする。ただし、施行者が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

(抽選参加保証金の還付又は充当)

第7条 抽選参加保証金は、当選者が決定した後還付するものとする。ただし、当選者の抽選参加保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

(抽選の方法)

第8条 抽選は、第3条の規定により公告した抽選の日時及び場所において公開で行う。ただし、抽選参加申込者が1人であるときは、抽選を行わない。

(当選者の決定)

第9条 施行者は、前条の規定により行った抽選をもって当選者を決定し、契約の相手方とする。

(補欠者の決定)

第10条 施行者は、前条の当選者のほか、補欠者1人を決定するものとする。

2 前条に規定する当選者が、契約を締結する意志がないことを表明したとき、又は契約締結しないときは、補欠者を繰り上げて当選者とし、契約の相手方とする。

(抽選の中止)

第11条 施行者は、災害その他特別の事情により抽選を執行することが困難であると認めたときは、当該抽選を中止し、延期又は取り消すことができる。この場合において、抽選に参加した者が、損失を受けても施行者は、補償の責めを負わない。

第3章 一般競争入札

(一般競争入札による処分)

第12条 施行者は、施行規程第7条第2項の規定により、保留地を一般競争入札(この章において「入札」という。)で処分することができる。

(入札の参加資格)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 入札に参加しようとする者を妨げた者

(3) 入札においてその執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

2 施行者は、必要があると認めたときは、前項に定めるもののほか、入札に参加する者に対して、資格要件を付することができる。

3 施行者は、前2項の場合において、参加資格を証する書類を提出させることができる。

一部改正〔平成19年規則88号・令和元年20号〕

(入札による公売の公告)

第14条 施行者は、保留地を入札により公売するときは、入札日の14日前までに次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札参加申込みの受付期間及び場所
- (2) 入札の日時及び場所
- (3) 開札の日時及び場所
- (4) 公売する保留地の位置、地積及び予定価額
- (5) 入札参加資格に関する事項
- (6) 入札参加保証金に関する事項
- (7) その他入札に必要な事項

(入札参加の申込み)

第15条 入札に参加しようとする者は、保留地公売入札参加申込書（様式第3号）を施行者に提出しなければならない。

2 施行者は、前項の規定による申込みがあった場合は、第13条に規定する参加資格を審査のうえ、適当と認めたときは、申込者に保留地公売入札参加書（様式第4号）を交付するものとする。

3 入札参加申込みは、1人（法人にあっては1法人）につき1区画とする。

(入札参加保証金の納付)

第16条 入札参加者は、申込書を提出するまでに50万円を納付しなければならない。

(準用規定)

第17条 第5条第2項、第3項、第6条及び第7条の規定は、入札においても準用する。

(入札の方法)

第18条 入札は、第14条の規定により公告した入札の日時及び場所で、入札者又はその代理人自ら入札書（様式第5号）を入札箱に投かんして行う。

2 代理人が入札するときは、委任状を入札管理者に提出し、許可を得なければならない。

3 入札管理者が入札締切りを宣言した後は、入札することができない。

4 入札書を入札箱に投かんした後は、これを書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(開札)

第19条 入札の開札は、入札終了後、直ちに入札者又はその代理人の立会いのうえで行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会うことができないときは、入札事務に関係ない職員を立ち会わせて開札できるものとする。

2 前項ただし書の場合において、入札者又はその代理人は立ち会わないことを理由として異議を申し出ることはできない。

(入札の無効)

第20条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札者又はその代理人が同一物件について2通以上の入札書を入札箱に投かんしたとき。
- (3) 入札書に入札金額、入札物件の表示、記名及び押印のないもの又は不明確なもの
- (4) 入札金額を訂正した場合において、訂正印のないもの
- (5) 所定の入札書を用いてないもの
- (6) 入札参加保証金を納めていないとき、又は不足しているとき。
- (7) 入札者又はその代理人に談合その他不正の行為があったと認められるとき。

(落札者の決定)

第21条 開札の結果、予定価格に達した者のうちから最高価格で入札した者を落札者と決定し、契約の相手方とする。

2 落札者となるべき価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定し、契約の相手方とする。

第4章 指名競争入札

(指名競争入札による処分)

第22条 施行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保留地を指名競争入札により処分することができる。

- (1) 施行者が、限られた利害関係者に対し処分することが適当であると認めたとき。
- (2) 施行者が、地区内の開発を促進するため、特定の者に対して処分することが必要と認めたとき。
- (3) その他一般競争入札によることが適当でないと認められるとき。

(準用規定)

第23条 第13条から第21条までの規定は、指名競争入札の場合においても準用する。

第5章 随意契約

(随意契約による処分)

第24条 施行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保留地を随意契約により処分することができる。

- (1) 入札希望者又は抽選参加申込者がいないとき。
- (2) 施行者が、抽選による当選の権利を取り消したことにより、新たに当選者を決定できないとき。
- (3) 国又は地方公共団体が公用（公共事業施行に行う代替を含む。）又は公共の用に供するとき。
- (4) 施行者が、換地計画において隣地宅地の所有者に対し、処分することが適当であると認めるとき。
- (5) その他施行者が特に必要があると認めるとき。

(随意契約の申込み)

第25条 随意契約により保留地を買い受けようとする者は、保留地買受申込書（様式第6号）を施行者に提出しなければならない。

2 施行者は、前項の規定による申込みがあった場合は、その適格を審査し、契約の相手方を定めるものとする。

第6章 売却の決定及び契約の締結

(売却の決定通知)

第26条 施行者は、第9条、第10条第2項、第21条及び前条第2項の規定により契約の相手方を決定したときは、その者に対して保留地売却決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(売却決定の取消し)

第27条 施行者は、前条の規定により保留地売却決定通知を受けた契約の相手方が、次の各号のいずれかに該当するときは、売却決定を取り消すことができる。

- (1) 契約の相手方がその権利を放棄したとき。
 - (2) 契約の相手方が指定期間内に契約を締結しないとき。
 - (3) その他契約の相手方が不正な行為をしたとき。
- 2 施行者は、前項の規定により売却決定の取消しをしたときは、その旨を保留地売却決定取消通知書（様式第8号）により契約の相手方に通知するものとする。

(契約の締結)

第28条 契約の相手方は、保留地売却決定の通知を受けた日から14日以内に、保留地売買契約書により契約を締結するものとする。

(契約保証金の納付)

第29条 契約の相手方は、前条の契約を締結するときは、契約保証金として売買価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が行う契約については、この限りでない。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、銀行その他の金融機関が提出した小切手の提出をもって代えることができる。

3 契約保証金は、保留地売買代金に充当することができる。

4 第1項の契約保証金には、利子を付さない。

第7章 契約の履行

(契約代金の納付)

第30条 第28条の規定により保留地売買契約を締結した者（以下この章において「契約者」という。）は、契約締結の日から60日以内に契約代金を納付しなければならない。

(延滞金)

第31条 施行者は、契約者が保留地売買代金を期限までに納入しないときは、書面により督促するものとする。

2 前項の規定により契約者に督促をしたときは、当該納付金額にその納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年10.75パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収するものとする。この場合において、延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(保留地の引渡し、使用等)

第32条 施行者は、契約代金の完納がなければ当該契約に係る保留地を引き渡しすることができない。

2 契約者は、契約代金を完納したときは、当該契約に係る保留地の引渡しを受け、当該保留地を使用し、収益することができる。

(所有権移転の時期及び登記)

第33条 保留地の処分による所有権移転の時期は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 法第103条第4項に規定する換地処分の公告の日（以下「換地処分の公告の日」という。）以前において保留地売買契約を締結し、契約代金を完納した場合は、換地処分の公告の日の翌日（売買代金が完納されていないものについては、完納された日の翌日）

(2) 換地処分の公告の日以後において保留地売買契約を締結した場合は、売買代金が完納された日の翌日

2 保留地の所有権移転の登記は、法第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記を完了した後に施行者が行うものとする。ただし、契約者が契約代金を完納していないときは、完納した後に行うものとする。

3 前項の登記に必要な諸費用は、契約者の負担とする。

一部改正〔平成19年規則88号〕

第8章 契約の解除

(売買契約の解除)

第34条 施行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第28条の規定によって締結した保留地売買契約を解除することができる。

(1) 契約の相手方がこの規則、保留地売買契約書又は保留地の処分に関する関係法令等に違反したとき。

(2) 契約の相手方が契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認めたとき。

(3) 契約の相手方から契約解除の申出があったとき。

2 施行者は、前項の規定により保留地売買契約を解除したときは、その旨を保留地売買契約解除通知書（様式第9号）により契約の相手方に通知するものとする。

3 前項の場合において、契約の相手方が受領を拒み、又はその者の住所及び居所が明らかでないときは、書類の送付に代えて公告するものとする。

4 第2項の規定による通知を受けた契約を解除された相手方が、当該土地の引渡しを受けていたときは、施行者が指示する期間内に自己の費用で、当該保留地を原状に回復して引き渡さなければならない。

5 施行者は、前項の規定による引渡しを受けたときは、契約を解除された相手方が既に納付した契約代金から契約保証金を控除した金額を契約を解除された相手方に還付するものとする。

6 前項の還付金には、利子を付さない。

第9章 雑則

(権利移転の禁止)

第35条 契約者は、契約締結後から第33条第2項に規定する所有権移転登記が完了するまでの間は、他人に譲渡することができない。

(権利移転の特例)

第35条の2 契約者は、前条の規定にかかわらず、施行者の承認を得たときは、権利を他人に譲渡することができるものとする。

2 契約者は、前項の規定により権利を他人に譲渡しようとするときは、保留地権利移転承認申請書（様式第10号）により施行者に申請しなければならない。

3 施行者は、前項の規定による申請があったときは、保留地権利移転承認回答書（様式第11号）により当該申請をした契約者に通知するものとする。

4 譲受者は、契約者の地位を承継するものとする。

5 前各項の規定は、譲受者が他人へ譲渡する場合について準用する。

追加〔平成19年規則88号〕

(住所変更の届出)

第36条 契約者（契約者が死亡したときは相続人）は、契約締結後から第33条第2項の登記が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに保留地売買契約者住所等変更届（様式第12号）により施行者に届け出なければならない。

(1) 氏名（法人にあっては、名称）又は住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）を変更したとき。

(2) 死亡（法人にあっては、解散又は合併）したとき。

一部改正〔平成19年規則88号〕

(その他)

第37条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前までに、庄和都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業の保留地処分に関する規則（平成12年庄和町規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年12月18日規則第99号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月3日規則第88号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月28日規則第47号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年3月30日規則第80号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月11日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）
様式第 1 号（第 4 条関係）

保留地公売抽選参加申込書

年 月 日

春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業

施行者 春日部市

代表者 春日部市長 あて

住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業に係る保留地公売の抽選に参加したいので、公売案内書、抽選参加申込心得書及び保留地の現況等を熟知のうえ、次のとおり申し込みます。

案内図面番号				
街区及び画地番号	街区		画地	
地 積	平方メートル			
用 途				
受付年月日	受付番号	抽選番号	抽選結果	備 考
※	※	※	※	※

※印の欄は、記入しないでください。

----- 切り取らないでください。 -----

抽 選 参 加 申 込 受 付 票

年 月 日

春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業

住所 _____

申込者

氏名 _____ 印

受付番号	抽選番号	
※	※	・抽選日に当選番号確認のためご持参ください。 ・紛失された場合の再交付はいたしませんので、大切に保管してください。 ・抽選番号を訂正したものは、無効です。

全部改正〔平成18年規則99号〕

様式第2号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

保留地公売抽選参加申込取消届

年 月 日

春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業

施行者 春日部市

代表者 春日部市長 あて

住 所
氏 名 ㊞

年 月 日に行った春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業に係る保留地公売抽選参加申込みを、下記の理由により取り消したいので、春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業の保留地処分に関する規則第4条第2項の規定により届けます。

記

抽 選 番 号	
街区及び画地番号	街区 画地
地 積	平方メートル
取 消 理 由	

全部改正〔平成18年規則99号〕

様式第3号（第15条関係）

様式第3号（第15条関係）

保留地公売入札参加申込書

年 月 日

春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業

施行者 春日部市

代表者 春日部市長 あて

住 所 _____
氏 名 _____ (印)
電話番号 _____

春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業に係る保留地公売の入札に参加したいので、公売案内書、入札参加申込心得書及び保留地の現況等を熟知の上、次のとおり申し込みます。

記

案 内 図 番 号	
街区及び画地番号	街区 画地
地 積	平方メートル
用 途	
備 考	

全部改正〔平成18年規則99号〕

様式第4号（第15条関係）

様式第4号（第15条関係）

保留地公売入札参加書

年 月 日

住所

氏名

様

春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業

施行者 春日部市

代表者 春日部市長

発行番号	
街区及び画地番号	街区 画地
入札日時	平方メートル
入札場所	
（注意事項） 1 本書は、入札書と引き換えますので、当日係員に提出してください。なお、提出のない場合は入札会場への立入り及び入札をすることができませんので、必ず持参してください。 2 入札の受付は、入札時刻 分前で締め切ります。 3 入札時間経過後は、入札できませんので注意してください。 4 本書は、原則として再交付しません。	

全部改正〔平成18年規則99号〕

様式第5号（第18条関係）

様式第5号（第18条関係）

入札書

年 月 日

春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業

施行者 春日部市

代表者 春日部市長 あて

住 所
氏 名 ⑩
上記代理人 ⑩

春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程及び春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業の保留地処分に関する規則を遵守の上、次のとおり入札します。

記

街区及び画地番号	街区	画地
地 積	平方メートル	
入 札 金 額	円	

全部改正〔平成18年規則99号〕

様式第6号（第25条関係）

様式第6号（第25条関係）

保 留 地 買 受 申 込 書

年 月 日

春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業

施行者 春日部市

代表者 春日部市長 あて

住 所 _____
氏 名 _____ (印)
電話番号 _____

春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業に係る保留地を買い受けたいので、
保留地の現況等を熟知のうえ、次のとおり申し込みます。

記

街区及び画地番号	街区	画地
地 積	平方メートル	
買 受 金 額	円	
用 途		

全部改正〔平成18年規則99号〕

様式第7号（第26条関係）

様式第7号（第26条関係）

第 年 月 日 号

保留地売却決定通知書

住所
氏名 様

春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業
施行者 春日部市
代表者 春日部市長

下記のとおり、春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業に係る保留地の売渡しを決定しましたので、春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業の保留地処分に関する規則第26条の規定により通知します。

記

街区及び画地番号	街区	画地
地積	平方メートル	
金額	円	
(契約当日持参していただくもの) 1 契約保証金円（現金又は銀行振出しの小切手） 2 実印（法人にあつては、社印及び代表者印） 3 印鑑登録証明書1通 4 本人の住民票の写し等（法人にあつては、資格証明書又は登記簿謄本）1通 ※ただし、申込時等に提出された方は、不要です。 5 収入印紙円1枚		
契約日時		
場 所		

全部改正〔平成21年規則47号〕

様式第8号（第27条関係）

様式第8号（第27条関係）

第 号
年 月 日

保留地売却決定取消通知書

住所
氏名

様

春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業
施行者 春日部市
代表者 春日部市長 印

年 月 日付け第 号により通知しました、春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業に係る保留地売却決定を下記のとおり取り消しましたので、春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業の保留地処分に関する規則第27条第2項の規定により通知します。

記

街区及び画地番号	街区	画地
地 積	平方メートル	
金 額	円	
取 消 年 月 日		
取 消 理 由		

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日部市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日部市を被告として（訴訟において春日部市を代表する者は春日部市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

全部改正〔平成28年規則80号〕

様式第9号（第34条関係）

様式第9号（第34条関係）

第 号
年 月 日

保留地売買契約解除通知書

住所
氏名

様

春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業

施行者 春日部市

代表者 春日部市長

印

年 月 日付け第 号により通知しました、春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業地内の保留地売買契約を下記のとおり解除しましたので、春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業の保留地処分に関する規則第34条第2項の規定により通知します。

記

街区及び画地番号	街区	画地
地 積	平方メートル	
金 額	円	
解 除 年 月 日		
解 除 理 由		

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日部市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日部市を被告として（訴訟において春日部市を代表する者は春日部市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

全部改正〔平成28年規則80号〕

様式第10号（第35条の2関係）

様式第10号（第35条の2関係）

保留地権利移転承認申請書

年 月 日

春日部都市計画事業

西金野井第二土地区画整理事業

施行者 春日部市

代表者 春日部市長 あて

届出者 現 権 利 者 住 所
（ 譲 渡 人 ） 氏 名
電話番号

印

変更予定権利者 住 所
（ 譲 受 人 ） 氏 名
電話番号

印

保留地に係る権利を、下記のとおり変更したいので申請いたします。

なお、この変更により発生する事件は、当方（届出者）が責任をもって解決することを誓約いたします。

記

事 業 名	春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業
当該保留地	街区 画地 / 約 m ²
変更の理由	
当該保留地に係る 権利設定の有無	無 ・ 有（権利の種類）

注意）届出書各々の印鑑登録証明書・保留地売買契約書の写し及び届出の内容を明らかにする書類等を添付のこと。

追加〔平成19年規則88号〕

様式第11号（第35条の2関係）

様式第11号（第35条の2関係）

保留地権利移転承認回答書

年 月 日

様

春日部都市計画事業

西金野井第二土地区画整理事業

施行者 春日部市

代表者 春日部市長

年 月 日付で申請のあった 街区 画地／ 約 m²の
保留地に係る権利移転については、春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業
の保留地処分に関する規則第35条の2第3項の規定により下記のとおり回答します。

記

追加〔平成19年規則88号〕

様式第12号（第36条関係）

様式第12号（第36条関係）

保留地売買契約者住所等変更届

年 月 日

春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業

施行者 春日部市

代表者 春日部市長 あて

住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付けで締結した春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業地内の保留地売買契約の買受人について、下記のとおり変更がありましたので、春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業の保留地処分に関する規則第36条の規定により届けます。

記

街区及び画地番号	街区	画地
地 積	平方メートル	
変 更 前 の 内 容		
変 更 後 の 内 容		
変 更 の 理 由		

注意：1 変更内容を証する書面を添付すること。

2 権利が変動したときは、印鑑登録証明書1通を添付すること。

全部改正〔平成18年規則99号〕、一部改正〔平成19年規則88号〕